

豪商のまち松阪観光交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豪商のまち松阪観光交流センター条例（平成30年松阪市条例第35号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(条例の施行期日)

第2条 条例の施行期日は、平成31年4月1日とする。

(休日等の変更)

第3条 条例第8条第2項第2号の規定により読み替えて適用する条例第3条ただし書及び第4条ただし書の規定による承認の申請は、豪商のまち松阪観光交流センター休日・開設時間変更承認申請書（別記様式）により行なわなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第8条第1項に規定する指定管理者が緊急の必要により、豪商のまち松阪観光交流センターの休日又は開設時間を変更したときは、速やかに別記様式に準じた書面により市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第4条 豪商のまち松阪観光交流センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定管理者が許可した場所及び時間以外は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。
- (4) 指定管理者が、立入禁止区域として指定した場所に立ち入らないこと。
- (5) 建物や備品類を損傷し、又は汚損するような行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第5条 利用者が建物や備品類を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

豪商のまち松阪観光交流センター休日・開設時間変更承認申請書

年 月 日

（宛先）松阪市長

豪商のまち松阪観光交流センター指定管理者

団体名

代表者

豪商のまち松阪観光交流センターの休日・開設時間を次のとおり変更したいので承認してください。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更予定日